

参考資料

令和6年12月第4回定例会

令和6年大府市議会第4回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和5年12月	令和6年12月
1 条 例	11	5
(1) 制 定	2	1
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	9	4
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	5	5
(1) 一般会計予算	3	3
(2) 特別会計予算	1	1
(3) 企業会計予算	1	1
3 そ の 他 の 議 案	5	3
4 人 事 案 件	0	1
計	21	14

令和6年大府市議会第4回定例会提出議案

【報 告】

報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償）

【専決処分】

議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度大府市一般会計補正予算（第7号））

【条 例】

議案第60号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

議案第61号 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案第62号 大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第63号 大府市都市公園条例の一部改正について

議案第64号 大府市下水道条例の一部改正について

【補正予算】

議案第65号 令和6年度大府市一般会計補正予算（第8号）

議案第66号 令和6年度大府市一般会計補正予算（第9号）

議案第67号 令和6年度大府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和6年度大府市下水道事業会計補正予算（第1号）

【その他】

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 市道の路線認定について

議案第71号 市道の路線変更について

後日提案

【人 事】

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【報 告】

報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和 46 年大府市議決第 61 号）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの

・損害賠償について

令和 6 年 7 月 11 日中央町三丁目地内の大府駅前広場ロータリーにおいて、本市の職員が公用車を運転し、路肩に寄せるため後退させたところ、公用車の右後部が、後方に停車していた被害者の所有する普通自動車に接触し、当該普通自動車の前部を損傷させた事故に対し、457,765 円を賠償したもの

（担当課等）

文化スポーツ交流課

【専決処分】

議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて （令和 6 年度大府市一般会計補正予算（第 7 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの

※「一般会計補正予算（第 7 号）～専決処分～の概要」参照（7 頁）

【条 例】

議案第 60 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、関係する 9 条例を整理するため、条例を制定するもの

（内 容）

第 1 条 大府市職員の給与に関する条例（昭和 45 年大府市条例第 31 号）の一部改正

第 2 条 大府市消防団条例（昭和 45 年大府市条例第 88 号）の一部改正

第 3 条 大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 45 年大府市条例第 90 号）の一部改正

第 4 条 大府市職員の退職手当に関する条例（昭和 50 年大府市条例第 8 号）の一部改正

第 5 条 大府市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 17 年大府市条例第 1 号）の一部改正

第 6 条 大府市行政不服審査会条例（平成 27 年大府市条例第 35 号）の一部改正

第 7 条 大府市開発等事業の手續及び基準等に関する条例（令和元年大府市条例第 16

号)の一部改正

第8条 大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（令和元年大府市条例第31号）の一部改正

第9条 個人情報保護法制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大府市条例第31号）の一部改正

- ・「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの

（施行期日）

令和7年6月1日

（担当課等）

法務財政課

議案第61号 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

職員の働き方改革の一環として、選択的週休3日制を導入するため、条例を改正するもの

（内 容）

第1条 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大府市条例第2号）の一部改正

- ・勤務時間数を維持した上で、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができることとするもの

第2条 大府市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることに伴う給与の計算方法等に係る規定の整備

（施行期日）

令和7年1月1日

（担当課等）

秘書人事課

議案第62号 大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

東新テニスコートを廃止するため、条例を改正するもの

（内 容）

- ・東新テニスコートに係る規定の削除

（施行期日）

令和7年4月1日

(担当課等)
文化スポーツ交流課

議案第 6 3 号 大府市都市公園条例の一部改正について

占用許可の対象を追加するため、条例を改正するもの

(内 容)
・規則で定める都市公園において占用を許可できる物件又は施設として、市が設置する仮設の自転車等駐車を定めるもの

(施行期日)
公布の日

(担当課等)
水緑公園課

議案第 6 4 号 大府市下水道条例の一部改正について

排水設備指定工事店に係る責任技術者の専任規制の見直し等に伴い、条例を改正するもの

(内 容)
・責任技術者について、営業所ごとの専属を不要とし、県内の他営業所との兼任を認めるもの
・用語の整理 「大腸菌群数」 → 「大腸菌数」

(施行期日)
令和 7 年 4 月 1 日

(担当課等)
水道工務課

【補正予算】

議案第 6 5 号 令和 6 年度大府市一般会計補正予算（第 8 号）

※「第 4 回定例会補正予算（その 1）の概要」参照（10 頁）

議案第 6 6 号 令和 6 年度大府市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 6 7 号 令和 6 年度大府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 8 号 令和 6 年度大府市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

※「第 4 回定例会補正予算（その 2）の概要」参照（14 頁）

【その他】

議案第 69 号 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・ 公の施設の名称 大府市自然体験学習施設（二ツ池セレクトナ）
二ツ池公園グラウンド
- ・ 指定の相手方 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 K D X 中目黒ビル 6 階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡 野 文 孝
- ・ 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（19 頁）

(担当課等)

水緑公園課

議案第 70 号 市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を認定するため、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・ 市道 3425 号線及び市道 3426 号線について、民間の開発行為による道路の帰属があったため、それぞれ新たに認定するもの
- ・ 市道 3427 号線について、市道 3209 号線の路線変更に伴い、新たに認定するもの

※「路線認定位置図」参照（27 頁）

(担当課等)

建設総務課

議案第 71 号 市道の路線変更について

道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を変更するため、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道 3 2 0 9 号線について、民間の開発行為に伴い、終点を変更するもの

※「路線変更位置図」参照（3 1 頁）

(担当課等)

建設総務課

後日提案

【人 事】

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

(内 容)

- ・委員 8 名のうち 1 名の任期（3 年）が満了することに伴い、委員の候補者を推薦するため、議会の意見を求めるもの

(担当課等)

福祉総合相談室

一般会計補正予算（第 7 号）～専決処分～の概要

1 総 括

一般会計補正予算（第 7 号）は、補正予算額が40,878千円の増額で、補正後の予算規模は、41,610,064千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するため、ポスター掲示板等設置撤去委託料2,156千円等を新たに計上するものである。

歳入では、衆議院議員総選挙委託金40,878千円を新たに計上するものである。

2 予算規模

(単位 : 千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和5年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	41,569,186	40,878	41,610,064	39,693,031	1,917,033	4.8
特 別 会 計	9,034,732	0	9,034,732	9,082,951	△48,219	△0.5
国民健康保険	7,380,045	0	7,380,045	7,656,106	△276,061	△3.6
後期高齢者医療	1,654,687	0	1,654,687	1,426,845	227,842	16.0
企 業 会 計	5,839,250	0	5,839,250	6,616,353	△777,103	△11.7
水道事業	2,618,743	0	2,618,743	3,201,277	△582,534	△18.2
下水道事業	3,220,507	0	3,220,507	3,415,076	△194,569	△5.7
合 計	56,443,168	40,878	56,484,046	55,392,335	1,091,711	2.0

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
16 県支出金	2,894,169	40,878	2,935,047	衆議院議員総選挙委託金 40,878
計	41,569,186	40,878	41,610,064	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	7,685,765	40,878	7,726,643	衆議院議員総選挙給与事業 時間外勤務手当 11,987 衆議院議員総選挙任用職員管理事業 任用職員報酬 1,810 費用弁償 51 衆議院議員総選挙事務管理事業 投票管理者等報酬 1,630 記念品等 140 普通旅費 7 消耗品費 2,972 食糧費 223 印刷製本費 924 修繕料 275 医薬材料費 220 通信運搬費 4,362 手数料 4,406 ポスター掲示板等設置撤去委託料 2,156 選挙公報等配布委託料 1,230 投票所環境整備委託料 616 投票所資材配布委託料 1,232 期日前投票システム保守業務委託料 385 投票所駐車場警備委託料 186 自動車借上料 564 施設借上料 232 投票所設備等借上料 660 有料道路通行料 8 庁用備品 4,602
計	41,569,186	40,878	41,610,064	

第 4 回定例会補正予算（その 1）の概要

1 総 括

第 4 回定例会に提出する一般会計補正予算（第 8 号）は、補正予算額が 78,793 千円の増額で、補正後の予算規模は、41,688,857 千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、運転免許返納者タクシー料金助成金 378 千円、放課後等デイサービス開所時間延長委託料 2,772 千円等を新たに計上するとともに、体育施設整備工事費 27,500 千円を増額するものである。

また、長引く物価高により厳しい状況にある市民や事業者を支援するため、地域支え合い活動推進団体支援補助金 5,200 千円、子育て世帯への食料品等支援団体補助金 500 千円及び物価等高騰対策総合支援事業補助金 8,500 千円を新たに計上するとともに、民間保育所等食材料費等補助金 8,053 千円及び学校給食運営事業に係る賄材料費 25,749 千円をそれぞれ増額するものである。

歳入では、高齢者免許返納促進対策実証調査支援金 378 千円を新たに計上するとともに、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3,525 千円、財政調整基金繰入金 72,656 千円及び学校給食納付金（現年分）2,234 千円をそれぞれ増額するものである。

債務負担行為においては、小学校運営事業、小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業を新たに設定するものである。

2 予算規模

(単位 : 千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和5年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	41,610,064	78,793	41,688,857	39,693,031	1,995,826	5.0
特 別 会 計	9,034,732	0	9,034,732	9,082,951	△48,219	△0.5
国民健康保険	7,380,045	0	7,380,045	7,656,106	△276,061	△3.6
後期高齢者医療	1,654,687	0	1,654,687	1,426,845	227,842	16.0
企 業 会 計	5,839,250	0	5,839,250	6,616,353	△777,103	△11.7
水道事業	2,618,743	0	2,618,743	3,201,277	△582,534	△18.2
下水道事業	3,220,507	0	3,220,507	3,415,076	△194,569	△5.7
合 計	56,484,046	78,793	56,562,839	55,392,335	1,170,504	2.1

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,891,422	3,525	5,894,947	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金増額 3,525
19 繰入金	3,115,941	72,656	3,188,597	財政調整基金繰入金増額 72,656
21 諸収入	1,868,133	2,612	1,870,745	学校給食納付金(現年分)増額 2,234 高齢者免許返納促進対策実証調査支援金 378
計	41,610,064	78,793	41,688,857	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	7,726,643	519	7,727,162	交通安全啓発事業 印刷製本費 141 運転免許返納者タクシー料金助成金 378
3 民生費	16,127,769	16,525	16,144,294	地域福祉推進事業 地域支え合い活動推進団体支援補助金 5,200 こども・子育て応援事業 子育て世帯への食料品等支援団体補助金 500 私立保育園運営事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 4,027 地域型保育給付事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 200 認定こども園事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 1,032 幼稚園事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 2,794 障がい児支援事業 放課後等デイサービス開所時間延長委託料 2,772
6 農林水産業費	331,268	8,500	339,768	営農振興事業 物価等高騰対策総合支援事業補助金 8,500
10 教育費	4,251,121	53,249	4,304,370	スポーツ施設整備事業 体育施設整備工事増額 27,500 学校給食運営事業 賄材料費増額 25,749
計	41,610,064	78,793	41,688,857	

(3) 債務負担行為

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校運営事業	令和7年度	19,738
小学校教育振興事業	令和7年度	5,059
中学校教育振興事業	令和7年度	5,059

4 基金の状況

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 残高	今回補正前				今回補正額		
		令和6年度中増減見込額			令和6年度末 残高見込額	令和6年度中増減見込額		令和6年度末 残高見込額
		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	6,033,563	18,161	1,031,027	868,624	6,214,127		72,656	6,141,471
奨学基金	52,006			7,667	44,339			44,339
減債基金	341,134	137			341,271			341,271
緑化基金	155,424			5,015	150,409			150,409
文化振興基金	30,514		50,000	12,380	68,134			68,134
国際交流基金	81,445			2,548	78,897			78,897
スポーツ振興基金	57,425			1,999	55,426			55,426
協働のまちづくり推進基金	14,096			1,599	12,497			12,497
公共施設等整備基金	797,172	1,891	250,000		1,049,063			1,049,063
みちづくり基金	501,168	527		140,295	361,400			361,400
子ども・子育て応援基金	619,192	181	150,000	74,314	695,059			695,059
ふるさとおおぶ応援基金	2,764,206	1,209,299		2,000,000	1,973,505			1,973,505
地方創生応援基金	1,500			1,500	0			0
合 計	11,448,845	1,230,196	1,481,027	3,115,941	11,044,127	0	72,656	10,971,471

国民健康保険財政調整基金	258,493	33		235,052	23,474			23,474
--------------	---------	----	--	---------	--------	--	--	--------

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

第4回定例会補正予算（その2）の概要

1 総 括

第4回定例会に提出する補正予算は、一般会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業会計で、補正予算の総額は、1,079,787千円の増額で、補正後の予算規模は、57,642,626千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第9号）は、補正予算額が1,064,326千円の増額で、補正後の予算規模は、42,753,183千円となる。

主な補正内容は、次のとおりである。

歳出では、石ヶ瀬会館施設運営事業に係る施設用備品7,797千円及び介護保険施設整備費補助金54,560千円を新たに計上するとともに、給料・職員手当等・共済費74,554千円、国県支出金等返還金5,297千円、愛三文化会館指定管理委託料4,000千円、自主防犯活動促進事業費補助金1,615千円、後期高齢者医療事業特別会計へ繰出し394千円、家庭で子育て応援クーポン事業費388千円、民間保育所等整備補助金2,250千円、母子生活支援施設入所扶助費5,672千円、ふるさとおおぶ応援基金積立金600,000千円、中心市街地整備工事費8,475千円等を増額するものである。

また、平成の時代を中心とした新たな市史を編さんするため、文化財等保存伝承活用事業に係る委員等活動謝礼228千円を新たに計上するとともに、食糧費3千円を増額するものである。

歳入では、介護施設等整備事業費補助金54,560千円、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金1,319千円及び知多北部広域連合負担金返還金49,031千円を新たに計上するとともに、母子生活支援施設入所運営費負担金2,836千円、自主防犯活動促進事業費補助金807千円、一般寄附金600,000千円、財政調整基金繰入金353,967千円、子ども・子育て応援基金繰入金388千円等を増額するものである。

債務負担行為においては、文化財等保存伝承活用事業を新たに設定するものである。

（2）後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が394千円の増額で、補正後の予算規模は、1,655,081千円となる。

補正内容は、歳出では、給料・職員手当等・共済費394千円を増額し、歳入では、事務費繰入金394千円を増額するものである。

（3）下水道事業会計

下水道事業会計補正予算（第1号）の内容は、資本的支出で、雨水手数料937千円及び土地購入費13,567千円を新たに計上するとともに、雨水物件等補償費563千円を増額するものである。

2 予算規模

(単位 : 千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和5年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	41,688,857	1,064,326	42,753,183	39,693,031	3,060,152	7.7
特 別 会 計	9,034,732	394	9,035,126	9,082,951	△47,825	△0.5
国民健康保険	7,380,045	0	7,380,045	7,656,106	△276,061	△3.6
後期高齢者医療	1,654,687	394	1,655,081	1,426,845	228,236	16.0
企 業 会 計	5,839,250	15,067	5,854,317	6,616,353	△762,036	△11.5
水道事業	2,618,743	0	2,618,743	3,201,277	△582,534	△18.2
下水道事業	3,220,507	15,067	3,235,574	3,415,076	△179,502	△5.3
合 計	56,562,839	1,079,787	57,642,626	55,392,335	2,250,291	4.1

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,894,947	2,836	5,897,783	母子生活支援施設入所運営費負担金増額 2,836
16 県支出金	2,935,047	56,785	2,991,832	母子生活支援施設入所運営費負担金増額 1,418 自主防犯活動促進事業費補助金増額 807 介護施設等整備事業費補助金 54,560
18 寄附金	1,201,988	600,000	1,801,988	一般寄附金増額 600,000
19 繰入金	3,188,597	354,355	3,542,952	財政調整基金繰入金増額 353,967 子ども・子育て応援基金繰入金増額 388
21 諸収入	1,870,745	50,350	1,921,095	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業 交付金 1,319 知多北部広域連合負担金返還金 49,031
計	41,688,857	1,064,326	42,753,183	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	7,727,162	74,234	7,801,396	給料・職員手当等・共済費増額 54,233 予算執行管理事業 国県支出金等返還金増額 5,297 石ヶ瀬会館施設運営事業 修繕料増額 1,292 施設用備品 7,797 愛三文化会館管理事業 愛三文化会館指定管理委託料増額 4,000 防犯啓発事業 自主防犯活動促進事業費補助金増額 1,615
3 民生費	16,144,294	63,264	16,207,558	老人福祉施設整備事業 介護保険施設整備費補助金 54,560 後期高齢者医療繰出金事業 後期高齢者医療事業特別会計へ繰出し 増額 394 こども・子育て応援事業 家庭で子育て応援クーポン事業費増額 388 地域型保育給付事業 民間保育所等整備補助金増額 2,250 児童福祉施設入所扶助事業 母子生活支援施設入所扶助費増額 5,672
7 商工費	2,567,325	897,801	3,465,126	ふるさとおおぶ応援寄附金事業 手数料増額 9,801 ふるさと納税業務委託料増額 288,000 ふるさとおおぶ応援基金積立金増額 600,000 (寄附充当)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
8 土木費	4,283,782	19,969	4,303,751	給料・職員手当等・共済費増額 11,494 中心市街地整備事業 中心市街地整備工事増額 8,475
10 教育費	4,304,370	9,058	4,313,428	給料・職員手当等・共済費増額 8,827 文化財等保存伝承活用事業 委員等活動謝礼 228 食糧費増額 3
計	41,688,857	1,064,326	42,753,183	

(3) 債務負担行為
追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
文化財等保存伝承活用事業	令和7年度から令和9年度まで	21,129

4 後期高齢者医療事業特別会計

(1) 歳入	千円
事務費繰入金増額	394
計	394

(2) 歳出	千円
給料・職員手当等・共済費増額	394
計	394

5 下水道事業会計

(1) 資本的支出	千円
雨水手数料	937
雨水物件等補償費増額	563
土地購入費	13,567
計	15,067

6 基金の状況

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 残高	今回補正前				今回補正額		
		令和6年度中増減見込額			令和6年度末 残高見込額	令和6年度中増減見込額		令和6年度末 残高見込額
		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	6,033,563	18,161	1,031,027	941,280	6,141,471		353,967	5,787,504
奨学基金	52,006			7,667	44,339			44,339
減債基金	341,134	137			341,271			341,271
緑化基金	155,424			5,015	150,409			150,409
文化振興基金	30,514		50,000	12,380	68,134			68,134
国際交流基金	81,445			2,548	78,897			78,897
スポーツ振興基金	57,425			1,999	55,426			55,426
協働のまちづくり推進基金	14,096			1,599	12,497			12,497
公共施設等整備基金	797,172	1,891	250,000		1,049,063			1,049,063
みちづくり基金	501,168	527		140,295	361,400			361,400
子ども・子育て応援基金	619,192	181	150,000	74,314	695,059		388	694,671
ふるさとおおぶ応援基金	2,764,206	1,209,299		2,000,000	1,973,505	600,000		2,573,505
地方創生応援基金	1,500			1,500	0			0
合 計	11,448,845	1,230,196	1,481,027	3,188,597	10,971,471	600,000	354,355	11,217,116

国民健康保険財政調整基金	258,493	33		235,052	23,474			23,474
--------------	---------	----	--	---------	--------	--	--	--------

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

アクティオ株式会社の概要

団 体 の 名 称	アクティオ株式会社
所 在 地	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
代 表 者	代表取締役 淡野文孝
設 立 年 月 日	昭和62年2月27日
設 立 目 的	次欄に掲げる事業を営むことを目的とする。
活 動（事業）の 種 類	次の事業を行う。 1. 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 2. 美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 3. 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 4. 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務 5. 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計監理の受託業務 6. 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施 7. 商品開発及びその販売促進に関する企画と実施 8. 労働者派遣業務 9. 職業紹介事業 10. 社員教育及び訓練の企画と実施 11. 印刷物、書籍、出版物の企画サービス並びに販売 12. 広告代理店業務 13. 洋品雑貨、服装雑貨、装身具及び日用雑貨の販売 14. 食品、清涼飲料水、酒類の販売 15. 飲食店の経営 16. 旅行業 17. 旅行業者代理業 18. 総合警備保障業務 19. ビルメンテナンス業 20. 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営 21. 建築物、工作物（看板、煙突及び照明塔）の設計・施工監理の受託業務 22. コンピューター機器及び関連機器の販売、貸付並びにコンピューター・プログラムの企画、開発、管理業務 23. 各種コンサルティング及びアドバイザー業務 24. 上記各号に附帯関連する一切の業務
役 員 及 び 職 員	1 代表取締役 1名 2 取締役 4名 3 監査役 1名 4 社員 100名 5 契約社員 1,323名

**大府市自然体験学習施設（二ツ池セレトナ）
及び二ツ池公園グラウンドの
管理運営に関する
事業計画書（抜粋）**

1. 指定管理期間内の施設の管理運営の方針

これまで4期15年の大府市自然体験学習施設二ツ池セルトナ管理運営業務において、様々な取り組みを行い、成果を残してきました。大府市の施策及び施設の設置目的をよく理解し、その位置付けを踏まえ、従事者の共通認識として「管理運営の方針」を定めます。

2. 住民が平等に施設を利用するための基本的な考え方

法令を遵守した上で、利用者に対して利用ルール等を平等に運用していきます。「当たり前」と思っていることが、利用者に通じないこともあるという認識を持って、相手の目線に合わせた接遇を心がけています。また、理解度の差異や要求レベルの異なる利用者に対して、職員・スタッフの言動が平等性を保てるよう研修などを実施していきます。

3. 施設の効果（設置目的）を効果的に達成するための考え方

(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性について

①管理運営コンセプト

森や自然が持つ魅力を市民が心から楽しめるように、自然体験が気軽にできる場を提供するため、また、地域の憩いの場や交流の場として地域に資する活動ができる人材育成を行っていくため、「森から元気！自然に感謝！楽しむかんきょう！」を踏まえた講座・イベントやサービス向上策を実施することで、当施設の目的達成とともに、大府市の将来都市像「いつまでも住み続けたいサステナブル健康都市おおぶ」に貢献していきます。

②事業計画の具体的な内容（回／年）

ア イベント

セルトナフェスタ（1）、アサギマダライベント（1）、オカリナコンサート（1）

イ 自然観察会

セルトナ森の研究室（11）、ゆる散策！森DE大人のから騒ぎ（10）、セルトナの森のおもしろ案内（随時）

ウ 体験講座

森のおはなし会（6）、小枝のリースづくり（1）、季節の絵手紙（6）、セルトナの自然を写そう（6）、月見会（3）、地域からの依頼講座（随時）

エ 緑化推進講座

セルトナ緑化大作戦（10）、ツツジを挿し木で育てよう（1）、ドーム菊の育て方を学ぼう（1）

オ 緑化に関する相談コーナー

緑化推進講座にあわせて、造園業者を講師とした相談コーナーを実施（随時）

カ 自然体験学習を目的とした団体の掘り起こし

各種ネットワーク等に参加し、情報交換を行う。自然観察会や体験講座の参加者にPRし、人材の掘り起こしを行います。

キ 環境学習

脱炭素、ゼロカーボンイベント（1）、脱炭素、ゼロカーボンコラボレーション講座（随時）

ク 提案事業

小中高等学校や幼稚園などのオーダーに対し、年齢に応じた自然体験や野外活動などにより、自然の楽しさや心構えなどの理解を深める講座などを企画立案します。

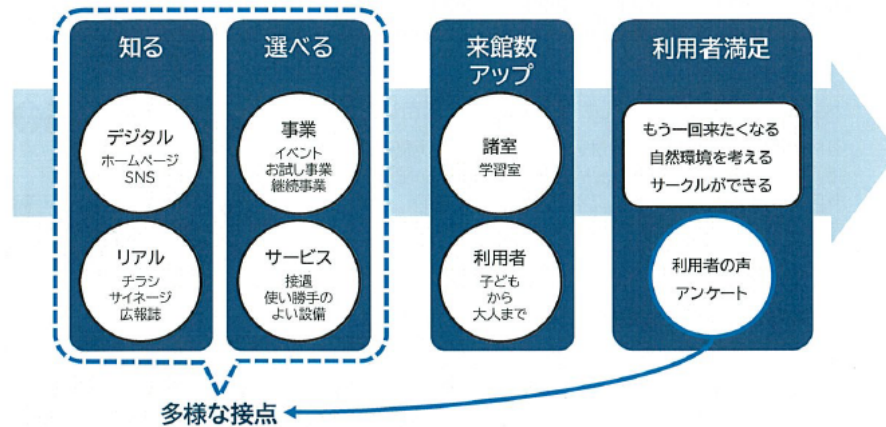
(2) サービス向上の方策について

▶ 利用者拡大の方向性と具体的な取組み

当施設は、自然体験学習のための施設であるとともに、市民が気軽に立ち寄る地域住民交流拠点であることから、この施設をより多くの人々に知ってもらい、利用してもらうことが重要です。

私どもは、指定管理者として当施設の管理運営に15年間関わってきました。今後も新規利用者及び既存利用者との接点を多く作り、利用者の拡大を推進していきます。

そのためのに次のような流れで利用者の拡大に取り組みます。



(3) 収支計画について

(単位:円)							
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	備考
項目	指定管理委託料	22,946,000	22,946,000	22,946,000	22,946,000	22,946,000	
	イベント講座参加費	0	0	0	0	0	材料費のみの徴収のため計上せず
	その他収入	0	0	0	0	0	
収入合計(A)		22,946,000	22,946,000	22,946,000	22,946,000	22,946,000	
項目	人件費	11,566,254	11,783,948	11,878,953	11,936,795	12,212,052	職員人件費、交通費、社会保険
	事業費	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	講師料、イベント・講座費用、印刷刷代等
	光熱水費	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	水道使用料
	建物管理費	3,757,200	3,757,200	3,757,200	3,757,200	3,757,200	自家用電気工作物保守管理、浄化槽清掃、浄化槽保守点検、空調機保守点検、消防設備保守点検、建物清掃、業務廃棄物収集、水漏れ維持管理、野保維持保守点検、機械整備、グラウンド整備費、修繕予備費
	通信費	206,400	206,400	206,400	206,400	206,400	電話料金、インターネット通信料、送料、NHK受信料
	厚生費	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	教育研修費、福利厚生費、職員募集費等
	旅費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	旅費交通費
	事務費	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	OA関係費、パソコン料、支払手数料等
	使用料及び賃借料	286,000	286,000	286,000	286,000	286,000	印刷機、OA機器借上料
	消耗品費	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	消耗品費、雑費
	備品購入費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	図書購入費、その他備品費
	保険料	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	指定管理者保険
	その他	3,462,146	3,244,452	3,149,447	3,091,605	2,816,348	社内応援費、販売管理費
	公課費	2,086,000	2,086,000	2,086,000	2,086,000	2,086,000	消費税等
支出合計(B)		22,946,000	22,946,000	22,946,000	22,946,000	22,946,000	
収支(A)-(B)		0	0	0	0	0	

(4)施設管理について

①管理区域及び業務範囲

管理区域及び業務範囲については、仕様書にのっとり、図面及び現場で漏れなく把握し、適切に運営します。

②維持管理

「総合的なマネジメント力」を発揮し、保守点検・清掃・衛生管理などの業務を的確かつスムーズに行い、利用者に安全・安心の確保と、ホスピタリティあふれる快適な施設空間を提供します。

③管理運営体制

二ツ池セレクトナの指定管理者として、当社と施設が連動してムダのない人員構成と無理のないシフトが組める体制を構築します。施設の体制は、事業計画の実現に向けて、効果的な行動がとれているかという視点から、施設担当と館長がチェックし、業務が硬直したり、機能が滞ったりすることのないよう、統制します。

また、関係各位との円滑な連絡体制の確立は、当施設の管理責任者として不可欠な要素と受け止めています。このため、館長及び施設担当がそれぞれ役割分担をしつつ、相互に情報を共有しフォローし合うことにより、速やかにかつ漏れることなく適切に連絡が取れる態勢をとります。

(5)安全対策（リスクマネジメント）について

①利用者の安全対策の基本的な考え方と具体的な取組

公の施設を預かる指定管理者として、最も優先されるのは利用者の安全確保です。緊急時に利用者の安全を守るため、日頃から未然防止策の実施、緊急時対応の明確化などのリスクコントロールを行うことを危機管理の基本的な考え方とし、適切な防災・防犯等の取り組みを実施します。

②災害とその他緊急への対応

災害や事件・事故がいつ起こっても万全な体制がとれるよう、消防、警察等の緊急連絡先一覧表の掲示や緊急連絡網を作成し、緊急時に備えています。施設内では、館長又は副館長を危機管理責任者に選定します。業務別の担当者を明確にし、緊急時には館長、副館長が中心となって対応を行います。

③大府市と連携した速やかな復旧・復興

災害発生後は、通常の開館状態に戻れるよう、所管課と連携を図り、速やかに対応を行います。

④個人情報保護における情報セキュリティ対策

「個人情報保護法」等関係法令を遵守したマニュアルを作成し、個人情報の漏洩がないよう、適切な個人情報保護に努めます。

当社は「個人情報保護に関する法律」に規定される個人情報保護取扱事業者として『プライバシーマーク』を取得しています。法律の規定を包含する個人情報保護マネジメントシステムに基づき、徹底した安全対策のもと個人情報を取り扱います。

(6)研修計画について

①研修の基本的な考え方

利用者から「来て良かったね」「また来たいね」と思ってもらうことを喜びとし、さらなる施設価値が付加できる運営を目指します。

当社の豊富な人材を活かし、動画作成やチラシ作成の知識・技術を持った社員や、施設での実践とスキルを持つ施設の館長・職員が講師となる研修を行います。

また当社が新たに雇用する新入社員を対象に実施する基礎研修では、接遇マナー研修、見られ公務員研修、人権研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、経理研修、ハラスメント研修、責任者基礎研修を行います。

②スキルアップ研修

実務に即した様々な研修を行います。研修を通じて新しい知識やスキルを習得することで、スタッフは自己の成長を実感し、能力を向上させることができます。これにより、管理運営の

質を高め、優れた運営サービスの提供を目指します。

③管理職向け研修

館長や副館長、管理職候補に対してマネジメント能力向上などを目的とした研修を実施し、施設を円滑に運営できる人材を育成します。

④その他研修

行政や外部機関が主催する研修等にも積極的に参加し、社内の研修だけでは得られない知識・経験を得ることで、業務水準のさらなる向上を目指します。また、各研修の参加後には、報告を兼ねて、参加者の報告を共有するなど、研修参加者だけでなく、チーム全体の士気を高めます。

4. 業務の実施に関する計画についての考え方

(1)物的能力について

①多種多様な管理実績

当社は全国各地で様々な施設を長く継続して運営中です。当施設の類似施設を含み、現在指定管理施設、業務委託施設合わせて196施設に及びます。

②健全で安定した経営状況

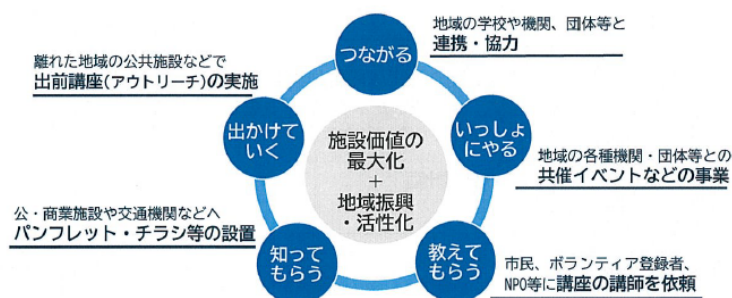
決算書類の通り、当社は健全な経営と安定した財務状況を維持しています。

官需の「指定管理事業」と民需・官需の「施設運営事業」が事業基盤となり、安定したキャッシュフローによる堅調な事業規模拡大と利益を確保しています。また、短期集中の「イベント関連事業等」によって時代の要請にも柔軟に対応できます。

(2)人的能力について

現職員・スタッフの継続勤務を基本として必要な能力を持つ人材を確保します。

公の施設にとって、地域住民、諸団体・諸機関・諸施設等との「連携」は、施設価値や地域全体の総合力を高め、結果として地域振興へ寄与できる非常に重要な使命と考えています。地域と積極的に関わりを持ち、対話を推し進めることで、地域との多様なネットワークを築いていきます。



(3)類似施設の管理実績について

三重県環境学習情報センター、愛知県下水道科学館、氷見市海浜植物園、名古屋市南陽交流プラザ、千葉県立手賀の丘少年自然の家、品川区立環境学習交流施設、練馬区立豊玉リサイクルセンター、練馬区立大泉リサイクルセンター

5. 職員配置について

(1)職員の体制について（役職、資格、人数等）

役職	資格	人数
館長	甲種防火管理者、普通救命講習修了、飛騨インタープリターアカデミー総合コース終了認定証、NPO法人森林総合支援センター認定証、森林活動ガイド証明書、初級園芸福祉士資格等	1名

社員	普通救命講習修了、自然体験指導実務経験者	3名
パート	普通救命講習修了	2名

(2)勤務体制について

業務の状況に応じたシフト勤務です。

大府市自然体験学習施設(ニツ池セルトナ)
ニツ池公園グラウンド 審査結果

※満点300点／基準点180点(6割)

評点	5	10
優れている	5	10
やや優れている	4	8
普通	3	6
やや劣っている	2	4
劣っている	1	2

審 査 基 準	評点	基準点	ニツ池セルトナ	
			アクティオ	A
1 利用者の平等利用が確保されること。	15	9	15	15
(1) 平等利用及び適格性の確保				
① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。	15	9	15	15
② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。				
③ 市長、議員その他の特別職又はその家族等が指定管理者応募者の役員等となっていないか。				
2 指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。	180	108	154	152
(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性				
① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。	30	18	28	26
② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。				
③ 事業計画は、目標(指標)が達成できると見込まれるものであるか。				
(2) サービス向上				
① 施設の利用促進及び利用者の増加に向けた事業計画であるか。	30	18	22	26
② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。				
③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。				
④ 事業の提案内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。	45	27	36	33
⑤ 多くの市民がセルトナを始めニツ池公園を訪れたくなり、豊かな自然に触れ、学び、体を動かすことができるような提案となっているか。				
(3) 収支計画				
① 収入及び支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算の根拠及び方法は適当であるか。	30	18	26	24
② 事業計画との整合性は図られているか。				
③ 事業計画を実行するための必要な経費が全て計上されているか。				
(4) 施設管理				
① 管理区域及び業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。	15	9	14	14
② 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。				
③ 省エネや環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。				
④ 障がい者、子ども及び高齢者の利用への配慮はされているか。				
(5) 安全対策(リスクマネジメント)				
① 利用者の安全対策は適切に示されているか。	15	9	14	14
② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。				
③ 個人情報の保護、秘密保持及び情報公開への取組は適切に示されているか。				
(6) 研修計画				
① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。	15	9	14	15
② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。				
③ 個人情報の保護及び秘密保持についての研修が確保されているか。				
3 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。	75	45	51	45
(1) 物的能力				
① 団体の経営状況は良好か。(過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。)	15	3	9	9
② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。				
③ 必要な資機材を確保しているか、又は確保できる見込みがあるか。				
(2) 人的能力				
① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。	45	9	27	27
② 施設管理業務に関する知識及び経験を有した職員を配置する計画となっているか。				
③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業に取り組む体制があるか。				
(3) 類似施設の管理実績				
① 類似施設の管理実績があるか。	15	3	15	9
4 その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。	30	18	18	21
(1) 見積金額				
① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。	15	9	3	6
② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。				
(2) 事業所の所在地				
① 経営主体が大府市内又は近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下で指導できる体制か。	15	9	15	15
※ 加対象(社会貢献度に関する事項)	2	-	1	0
① 健康経営優良法人認定(当該年度)	1	-		
② 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証(あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等)	1	-	1	
合計			239	233
順位			1	2

路線認定位置図1

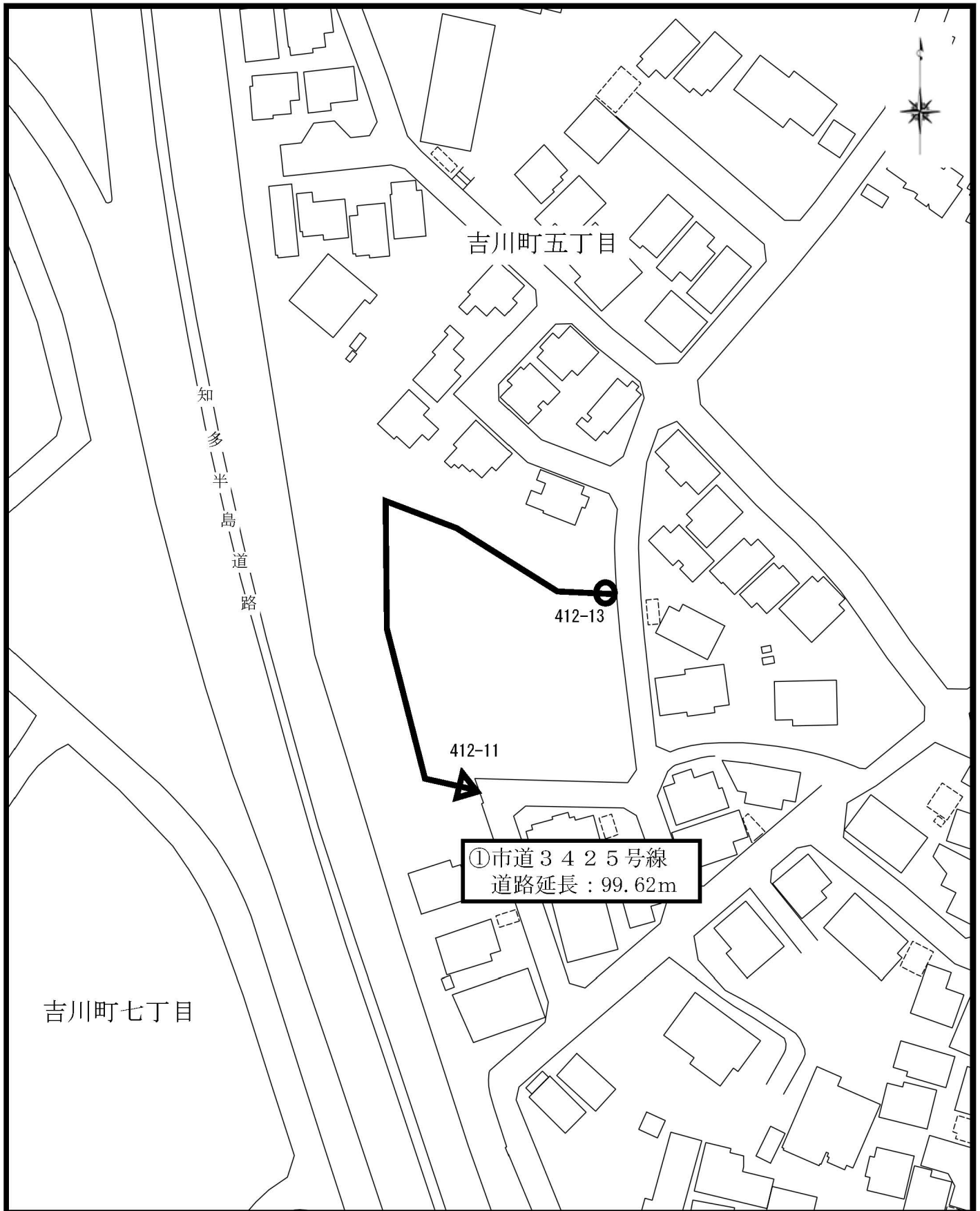
議案第70号関係



1:3,000

○ : 起点
▲ : 終点

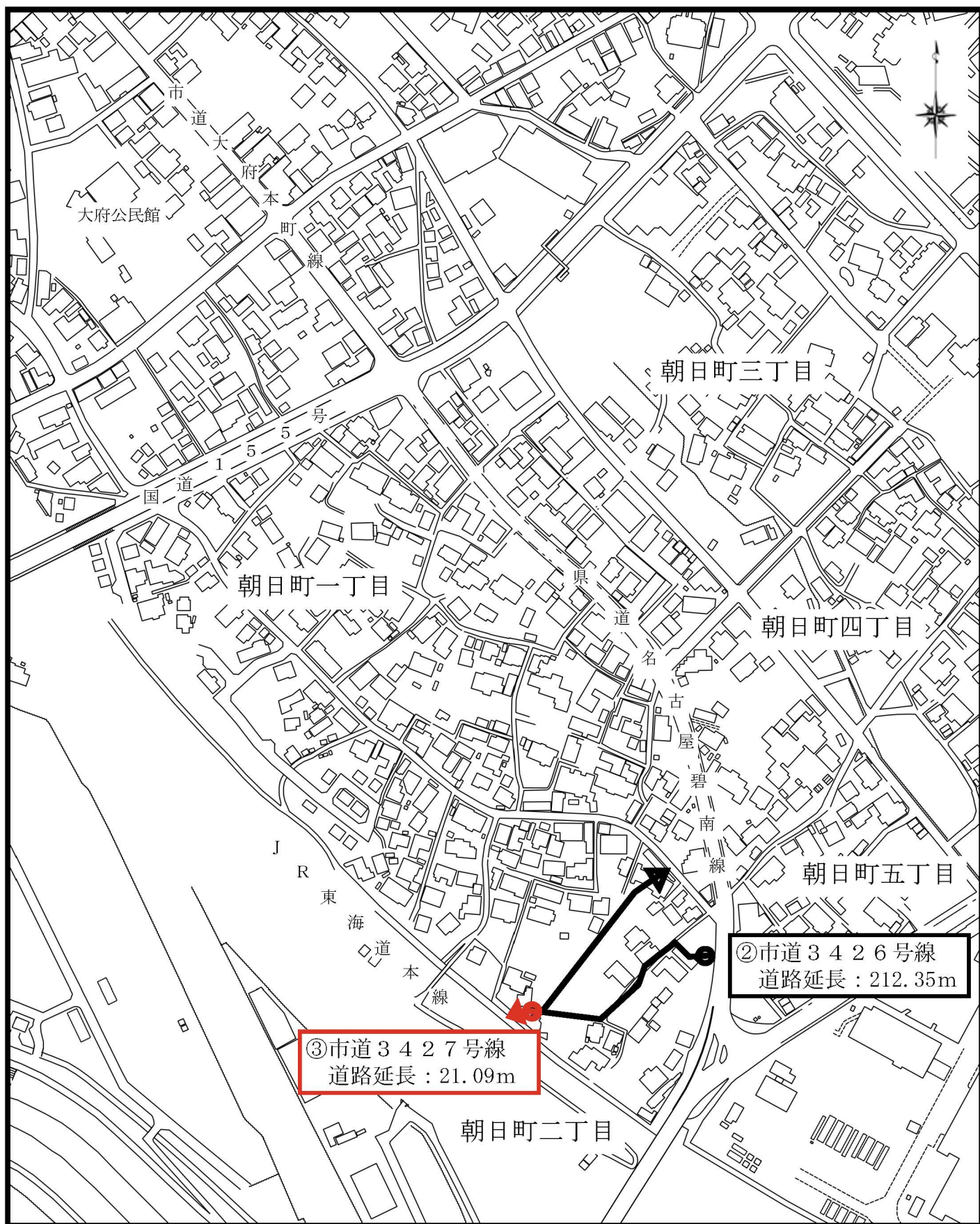
詳細図1



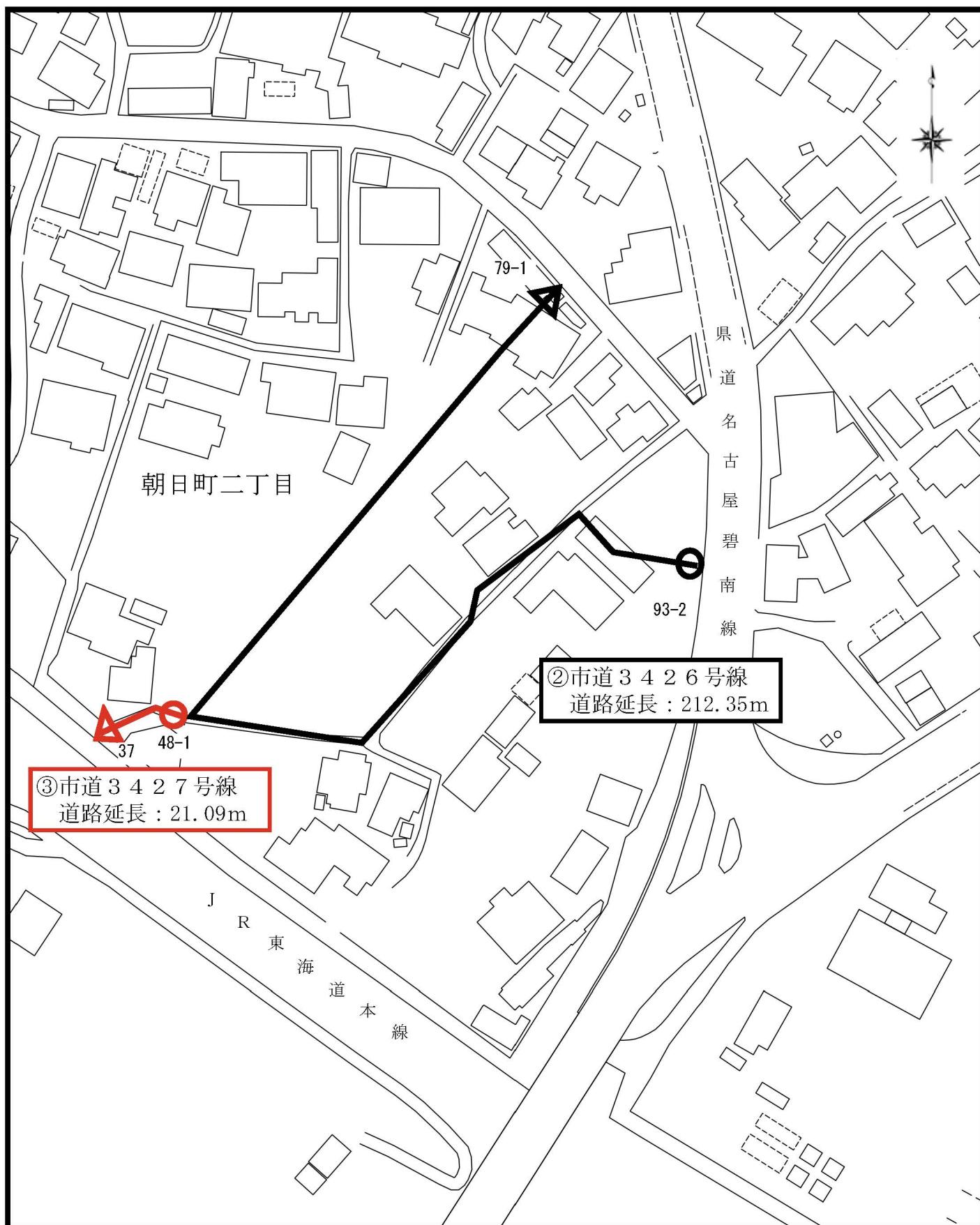
1:1,000

○ : 起点
▲ : 終点

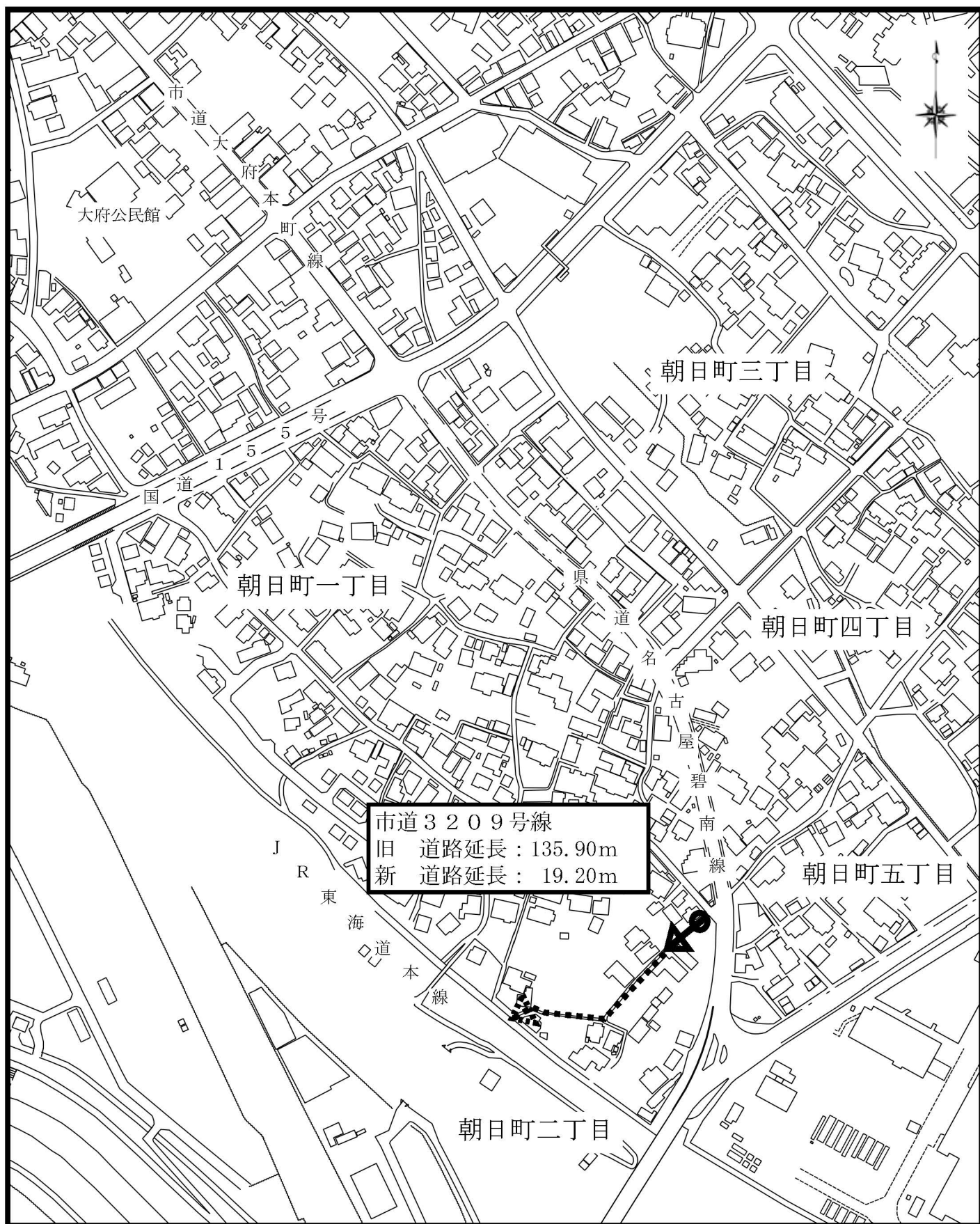
路線認定位置図2



詳細図2



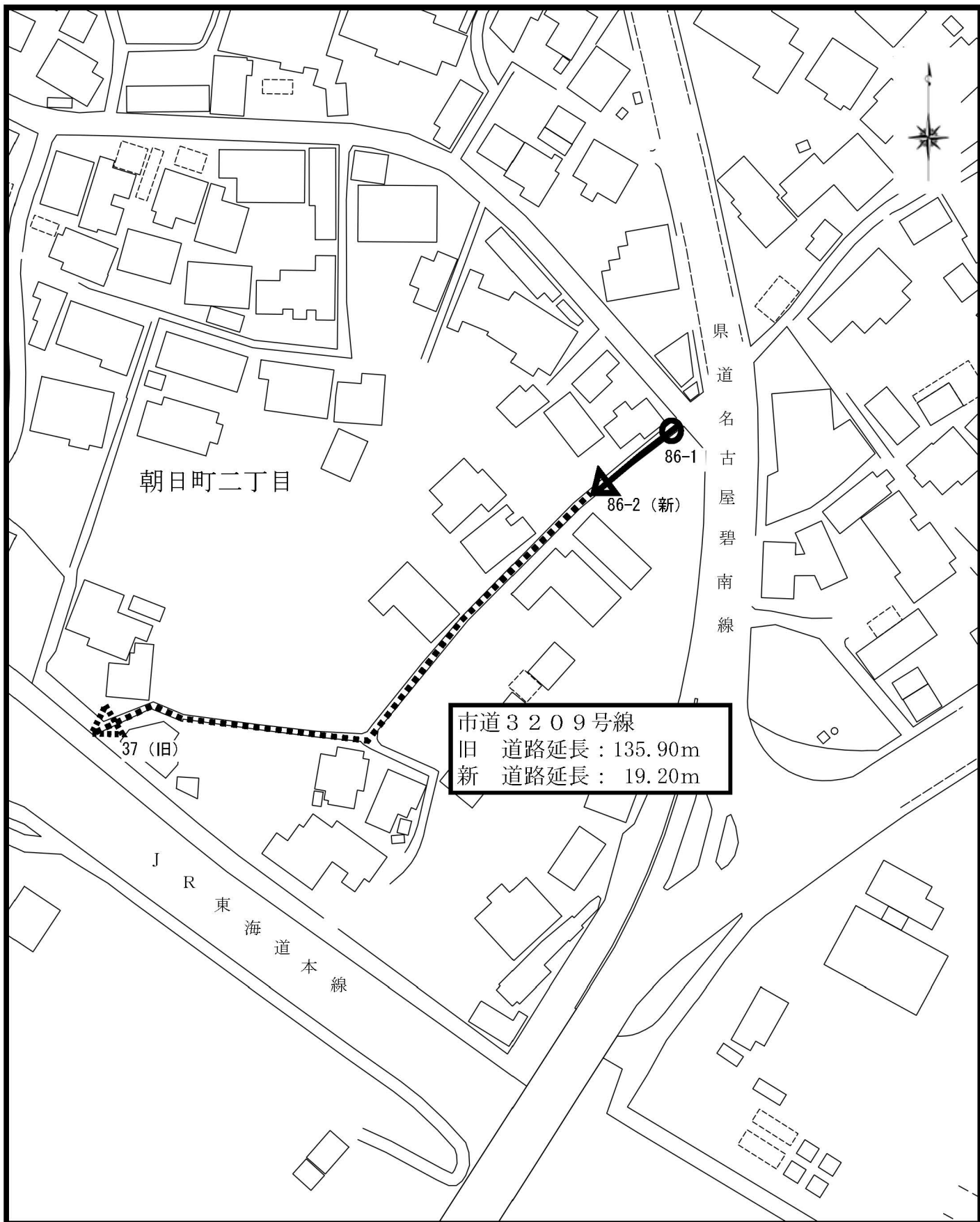
路線変更位置図



1:3,000

○ : 起点
 ▲ : 終点 (旧) ▲ : 終点 (新)

詳細図



1:1,000

○ : 起点
▲ : 終点 (旧) ▲ : 終点 (新)